

ご注意事項



- ・本届出書は、投資信託口座をお持ちのお客さまがご住所・お名前等を変更される際にご使用いただくものです。
- ・郵送の場合は、必要に応じて控え（コピー）をお手元に保管ください。
- ・カード発行ご依頼後、約1週間後簡易書留にてカードが届きます。（到着日は郵便事情により前後しますので、あらかじめご了承ください。）

ご住所の変更[(国内から国内へ)・(海外から国内へ(帰国))]

名義変更 される方

ご提出書類

①～②と、該当の方は③をご提出ください。当行の個人番号のお届け状況により、ご提出書類が変わります。

① 住所・氏名変更届 兼 居住性変更に関する届出書

② 本人確認書類等 以下 A B C いずれかをご提出ください。（新住所が記載されたものをご用意ください。）

A 個人番号カード



B 住民票の写し (個人番号あり)



C 通知カード



個人番号カードを
ご提出いただいた
場合、右記書類
のご用意は**不要**
です。

※新住所が記載されたもの

- 下記のうち、**いずれか1点**
- 運転免許証 両面
 - 運転経歴証明書(2012年4月1日以降発行) 両面
 - 在留カード 両面
 - 特別永住者証明書 両面
 - パスポート(顔写真・生年月日および所持人の住所記載ページ)
※2020年2月4日以降申請分の本邦パスポートには所持人記入欄がないため、受け付けできません。
 - 各種健康保険証等(住所・生年月日およびお勤め先記載ページ)
※記載がない場合、お勤め先情報は不要です。

下記のうち、
写真あり1点または写真なし2点



【当行へ個人番号を届出済のお客さま】
左記の書類で変更前と変更後のお名前
とご住所が一枚に記載されている場合、
BまたはCのご提出は不要です。

当行へ個人番号を未届の
お客さま

(投資信託専用) マイナンバー(個人番号)届出書

名義変更をされる
お客さま

印鑑/署名カード

GLOBAL PASSをお持ちで
ない方の名義変更の場合

GLOBAL PASS(多通貨Visaデビット一体型キャッシュカード)申込書

海外から国内への住所変更で
特定口座をお持ちのお客さま

出人口座内保管上場株式等移管依頼書 兼 特定口座開設届出書

出国時に国外転出時課税の適用対象となったお客さまで、出人口座に移管した上場株式等につき、特定口座へのお預入れを希望される方については、取得価額等の判断のために税法に規定する一定の書類の提出が必要となりますので、あらかじめご相談ください。

【居住性変更に関する届出について】

特定口座は国内の居住者のみが利用できる制度であるため、居住性変更に関する届出により非居住者から居住者になった場合は、出国前に特定口座に預けていた上場株式等で、出人口座で管理されていたものにつき、再び特定口座に預けることができます。本書類のご提出に加え、「出人口座内保管上場株式等移管依頼書 兼 特定口座開設届出書」をご提出いただくことで、特定口座での取引が可能となりますので、お忘れなくご提出ください。

ご住所の変更[(国内から海外へ(出国))・(海外から海外へ)] される方

ご提出書類

① 住所・氏名変更届 兼 居住性変更に関する届出書

② 本人確認書類等: 発行より6カ月以内、または有効期限内の海外公的機関(日本大使館・領事館含む)発行の公的証明書等(所持人のお名前、生年月日および現住所が記載されているもの)

【居住性変更に関する届出について】

特定口座は、国内の居住者のみが利用できる制度であるため、居住性変更に関する届出により居住者から非居住者になった場合は、特定口座は廃止させていただきます。出国前に特定口座内をお持ちの投資信託は出人口座により管理されますが、購入・換金・スイッチングを含めたすべてのお取引を承ることができませんのでご注意ください。

海外への住所変更で非居住者
になった場合は、右表のすべての
サービスが停止されますので
ご注意ください。

利用停止となる
サービス

- インターネットバンキングでの国内都度送金
- プレステア マルチマネークレジットの利用
- 証券取引口座の開設、債券の購入・売却取引(証券取引口座保有者の場合)

- 購入・スイッチング取引
- 保険商品の新規申込

●保険商品・証券取引口座をお持ちの方へ: 当行が募集を行った保険商品をお持ちのお客さまは、各引受保険会社へ新名義・新住所をご通知ください。また、金融商品仲介で証券取引口座をお持ちのお客さまは、別途証券会社指定の変更届をご提出いただく必要がありますので、0120-322-522までお問合せください。なお、海外への転居ならびに長期渡航される場合は引受保険会社および委託証券会社で別途お手続きが必要になりますのでご相談ください。

●日本から米国、または米国から米国外へ住所変更をご希望のお客さまは、米国税務当局規定の用紙の提出が必要となる場合があります。また、税務上の居住地国が変更となるお客さまは、「実税法に基づく届出書(任意・異動)」が必要となる場合がありますので、日本国内からはプレステアホンバンキング(8:00-22:00/365日)0120-110-330(通話料無料)、海外からは81-46-401-2100(有料)までご連絡いただくか、最寄りの支店までお問合せください。

記入例

- **1** のすべての項目と、**2** の該当する項目をすべてご記入ください。
- 届出印・届出署名欄は、現在のSMBC信託銀行届出印または届出署名をご記入ください。
- 記入事項を訂正される場合には訂正箇所を二重線で抹消し、＜訂正の例＞
- 【内容】 記入必須**

預金口座	3	3	3	3	3
番号	3	3	3	3	3

Taro W
- 届出印または届出署名をご記入ください。
- 修正液、修正テープ等や、消せるタイプのボールペンはご使用いただけませんのでご注意ください。

PRESTIA
SMBC信託銀行

投資信託口座をお持ちのお客さま 住所・氏名変更届 兼 居住性変更に関する届出書（告） 兼 特定口座異動届出書 兼 特定口座継続適用届出書 兼 包括告知書

所得税法および租税特別措置法の規定（裏面参照）、その他の関連法令に基づき、下記の通り告知します。

租税特別措置法第37条の11の3第1項の規定を受ける特定口座に係る実行への届出事項を下記のとおり変更したので、租税特別措置法施行令第25条の10の4第1項の規定により、この旨届出ます。また、出国前特定口座に係る特定口座内保管上樹状式等のすべてにつき、出国口座に保管の委託をする場合には、租税特別措置法施行令第25条の10の5第2項の規定の適用を受けたいので、同項第1号にもとづきの旨届出ます。また、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第14条および所得税法ならびに租税特別措置法に基づく実行からの個人情報提供の依頼に対し、金融商品取引に関する税務署への調査等作成事務、および貴行が公表している利用目的に関連する事務のため、個人番号を提供いたします。個人番号は別紙にて届け出ます。

1

変更前の内容（現在お届け済の内容）

記入必須

ご記入日

2019年7月31日

お取引支店名

大手町

預金口座番号

33333333

お名前（自署）

若草 太郎

生年月日

大昭和令西暦
40年1月1日

ご住所

T 123 - 4567
東京都 新宿区 東新宿X-X-XXXX

届印または届出署名欄にお客さまのご捺印がないことを確認しました。
Taro Wakakusa

2 変更後の内容

変更する項目に☑のうえ、必要事項をご記入ください。

●ご住所の変更

※現在、当行で住宅ローンをご利用中の方は裏面もご記入ください。

フリガナ

トウキョウト ミナトク ニシシンバシ

〒

105 - 0003

ご住所

東京都 港区 西新橋X-X-X レジデンス101

お電話

ご自宅 （03 ） 1234 - 5678

携帯 （090 ） 1234 - 5678

変更事由(任意)

☒転居 ☐その他

变更日期

2019年7月25日

電子メールアドレス

taro-bank01@XXX.ne.jp

国内から海外へ、または海外から国内への住所変更をする場合は必ずご選択ください。

特定口座をお持ちのお客さまは、出国(予定)日および帰国(予定)日の両方を必ずご記入ください。

☐非居住者への申請

「国内から海外へ」住所変更する場合

☐居住者への申請

「海外から国内へ」住所変更する場合

☐子所得および配偶者に係る源泉税率の変更を依頼します。(なお、租税協約の適用により税率変更を希望される場合は、税務署押印済の届出書を添付してください)

☐「非居住者」の場合、利用停止となるサービス一覧表(表紙に記載)のすべてのサービスが受けられないことを理解しています。

☐利息所得および配当所得に係る源泉税率の変更を依頼します。

出国(予定)日

20

年

月

日

帰国(予定)日

20

年

月

日

●名称変更および名称変更にもなるキャッシュカード再発行の手続き

新規登録

新しい届出印または届出署名

フリガナ

タロウ

新しいお名前(漢字)

バンク 太郎

新しいキャッシュカード

＜新名義でのGLOBAL PASS発行について＞
• カードの再発行手数料はかかりません。
• お持ちのカードがバンキングカードの場合は、GLOBAL PASSへの切替手続きのため別途GLOBAL PASS(多通貨Visaデビット一体型キャッシュカード)申込書をご記入ください。
• カードの表面に刻印されるお客様の名前(ローマ字表記)は上記にご記入されたお名前をもとに発行が決まさせていただきますのでご了承ください。

●個人番号の変更

個人番号の変更がある場合は、こちらにチェックを入れ、別帳票の(投資信託専用)個人番号(マイナンバー)届出書をご記入ください。

銀行使用欄

DICTR

受付 /

印鑑実用照合

承認

CP

住宅ローン

名義貸与(海外)

CPS提出書

FATCA確認

カード回収

SIB

BIS取引修正

在留資格更新

受付時郵便不届

投資信託口座番

CRS提出書

FATCA確認

カード回収

SIB

BIS取引修正

在留資格更新

受付時郵便不届

番号確認書類

住所等確認書類

本人確認

通知カード

支店または出張所 / コード / 住所

吉野寺出張所(所属支店:新宿南口) / 003 / 東京都渋谷区

その他営業所(営業所):

支店コード:

住所:

QRコード

株式会社SMBC信託銀行 P0376 2107

住所・氏名変更届 兼 居住性変更に関する届出書 (告)

兼 特定口座異動届出書 兼 特定口座継続適用届出書 兼 包括告知書

所得税法および租税特別措置法の規定（裏面参照）、その他の関連法令に基づき、下記の通り告知します。

租税特別措置法第37条の11の3第1項の規定を受ける特定口座に係る貴行への届出事項を下記のとおり変更したいので、租税特別措置法施行令第25条の10の4第1項の規定により、この旨届出ます。また、出国前特定口座に係る特定口座内保管上場株式等のすべてにつき、出国口座に保管の委託をする場合には、租税特別措置法施行令第25条の10の5第2項の規定の適用を受けたいので、同項第1号にもとづきこの旨届出ます。また、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第14条および所得税法ならびに租税特別措置法に基づき貴行からの個人番号提供の依頼に対し、金融商品取引に関する税務署への調査等作成事務、および貴行が公表している利用目的に関する事務のため、個人番号を提供いたします。個人番号は別紙にて届出ます。

【お客さまへ】

この依頼書は、お客さまのご依頼に基づき、当行で入力作成する場合がございます。この場合、内容をよくご確認頂きましうえ、お客さまのお届け印の捺印（又はご署名）をお願いいたします。もしご依頼の内容と一部でも異なる箇所がある場合には、署名・捺印をなさらずに、営業担当者までご連絡ください。

1 変更前の内容（現在お届出済の内容） 記入必須

ご記入日 2 0 年 月 日

お取引 支店名	預金口座 番号		
お名前 (自署)	生年月日	☐ 大 ☐ 昭 ☐ 平 ☐ 令 ☐ 西暦 年 月 日	
ご住所	様		

届出印または届出署名

本届出書の入力内容に間違いがないことを確認しました。

2 変更後の内容 変更する項目に ☒ のうえ、必要事項をご記入ください。

●ご住所の変更 ※現在、当行で住宅ローンをご利用中の方は裏面もご記入ください。

☐ 新しい ご住所 様方、私書箱、 勤務先など居 所以外へのご 住所変更は受 け付けており ません	フリガナ			
	ご住所	〒		
	お電話	ご自宅 () -	携帯 () -	
	変更事由(任意)	☐ 転居 ☐ その他 →		
	ヨミガナ			
	電子メールアドレス			
☐ 居住性変更 に関する 届出	国内から海外へ、または海外から国内への住所変更をする場合は必ずご選択ください。 特定口座をお持ちのお客さまは、出国(予定)日および帰国(予定)日の両方をご記入ください。			
	☐ 非居住者への申請	国内から海外へ 住所変更する場合	・利子所得および配当所得に係る源泉税率の変更を依頼します。(なお、租税条約の適用により税率変更を希望される場合は、税務署押印済の届出書を添付してください) ・「非居住者」の場合、利用停止となるサービス一覧表(表紙に記載)のすべてのサービスが受けられないことを理解しています。	
	☐ 居住者への申請	海外から国内へ 住所変更する場合	・利子所得および配当所得に係る源泉税率の変更を依頼します。	
	出国(予定)日	2 0 年 月 日	帰国(予定)日	2 0 年 月 日

●名義変更および名義変更にもなうキャッシュカード再発行のお手続き

☐ 口座名義の 変更	フリガナ		
	新しい お名前 (漢字)	新規登録 新しい届出印 または 届出署名	
☐ 新しい名義 での キャッシュ カード発行	<新名義でのGLOBAL PASS発行について> ・カードの再発行手数料はかかりません。 ・お持ちのカードがバンキングカードの場合は、GLOBAL PASSへの切替手続きのため別途GLOBAL PASS(多通貨Visaデビット一体型キャッシュカード)申込書をご記入ください。 ・カードの表面に刻印されるお客様の名前(ローマ字表記)は上にご記入されたお名前をもとに弊行で決めさせていただきますのでご了承ください。		

●個人番号の変更

☐ 個人番号の変更がある場合は、こちらにチェックを入れ、別帳票の(投資信託専用)個人番号(マイナンバー)届出書をご記入ください。

銀行使用欄

BRTR	投資信託口座番号	CRS届出書 ☐ 不要 ☐ 取得済 ☐ 提出待ち	FATCA確認 ☐ 該当なし ☐ 該当あり →FATCA申告書+ID等 →代替様式W9 →書類不要	特定口座 ☐ あり ☐ なし	受付支店名	受付担当者名					
受付 / /	印鑑署名照合	名義変更の場合 CF	承認	住宅ローン ☐ あり (SR入力要) ☐ なし	名義変更TT(海外) 登録有無確認 ☐ あり ☐ なし	取引と同時の 名義・住所変更 ☐ あり(BPS変更) ☐ なし	カード回収 ICC 枚 外貨ICC 枚 他 枚	SIB ☐ あり ☐ なし →SIB専用変更届 を使用	国内⇒海外 BPS取引停止 入力 承認 処理可能日 プライム / /	在留資格期限 (84004) ☐ 登録 ☐ 解除	受付時郵便不審 ☐ あり ☐ なし
マイナンバー取得 ☐ 提出済 ☐ 未提出	別紙受入	本人確認		番号確認書類 住所等確認書類		特定口座を開設しているSMBC信託銀行の営業所等 特定口座の名称:SMBC信託銀行特定口座 勘定の種類:特定保管勘定 支店または出張所 / コード / 住所 その他営業所(営業所: 支店コード: 住所:)					



表面の事項につき変更がありましたので、以下のとおり変更事項を告知いたします。

区分	根拠条文
上場株式等の配当・公社債の利子・ 投資信託の収益の分配	所得税法施行令第336条第3項、 同令第339条第4項および第5項
国外発行株式等の配当・国外公社債等の 利子・国外投資信託等の配当	租税特別措置法施行令第2条の2第12項、 同令第4条第9項、同令第4条の5第9項 および同令第4条の6の2第24項
株式等の譲渡の対価の受領者	所得税法施行令第342条第3項

〈現在当行で住宅ローンをご利用されている方は以下ご回答ください〉

問1：変更後の住所は、住宅ローンの対象物件ですか

【 ☐ はい (回答終了) ☐ いいえ (問2へすすむ) 】

問2：転居理由

【☐転勤 ☐その他（具体的に_____）】

問3：ご利用中の住宅ローン対象物件への戻り予定はありますか

【 ☐あり（戻り予定： ） ☐なし 】

問4：日中の連絡先

【電話：】

【 E-mail: _____@_____ 】